



愛媛県報

発行 愛 媛 県

印刷 岡田印刷株式会社

平成18年 5 月 9 日火曜日 第1758号

◇ 目 次 ◇

定期種畜検査の実施.....	381
都市計画事業の事業計画の変更認可（2件）.....	381
公 告	
毒物劇物取扱者試験の実施.....	382
調理師試験の実施.....	382

製菓衛生師試験の施行.....	382
公安委員会規則	
愛媛県放置違反金に係る納付命令、督促、滞納処分等に関する規則.....	382
公安委員会訓令	
愛媛県公安委員会事務専決規程の一部を改正する訓令.....	399

告 示

○愛媛県告示第 721 号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第 209 号）第 4 条第 1 項本文の規定による平成18年度定期種畜検査の期日、時間及び場所は次のとおりである。

平成18年 5 月 9 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

検査月日	検査時間	検査場所
5月24日	9時30分から11時30分まで	西予市野村町阿下7号156番地 愛媛県畜産試験場
	13時30分から14時30分まで	西予市宇和町山田1300番地
5月25日	10時から11時まで	松山市八反地498番地 愛媛大学農学部付属農場
5月26日	9時30分から10時30分まで	新居浜市大生院戸屋の鼻1960番地
	11時から12時まで	西条市玉津下島山甲569番地

○愛媛県告示第 722 号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第63号第 1 項の規定に基づき、今治広域都市計画下水道事業今治公共下水道（今治市施行）の事業計画の変更を次のように認可した。

平成18年 5 月 9 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 事業施行期間
 - 昭和27年 4 月 2 日
 - 平成24年 3 月31日
- 2 事業地
 - (1) 収用の部分

愛媛県今治市天保山町四丁目、北浜町、天保山町二丁目、東鳥生町五丁目、天保山町五丁目、大新田町三丁目、東鳥生町四丁目、矢田、高橋、高地町一丁目及び阿方地内
 - (2) 使用の部分

愛媛県今治市天保山町四丁目から東鳥生町五丁目までの区間内、東鳥生町五丁目地内及び天保山町二丁目から天保山町四丁目までの区間内

○愛媛県告示第 723 号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第63号第 1 項の規定に基づき、今治広域都市計画下水道事業今治市・波方町公共下水道（今治市施行）の事業計画の変更を次のように認可した。

平成18年 5 月 9 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 事業施行期間
 - 昭和61年12月26日
 - 平成24年 3 月31日
- 2 事業地
 - (1) 収用の部分

愛媛県今治市波止浜字高部下、波止浜四丁目、地堀二丁目、中堀三丁目、高部字名切及び内堀一丁目地内
 - (2) 使用の部分

愛媛県今治市内堀一丁目から地堀四丁目までの区間内、内堀一丁目から内堀一丁目までの区間内、波止浜字高部下地内及び中堀三丁目地内

公 告

○公 告

毒物劇物取扱者試験の実施について

愛媛県毒物劇物取扱者試験規則（昭和26年愛媛県規則第26号）第4条第1項の規定により、平成18年毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

平成18年5月9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 試験の日時
平成18年8月3日（木）午後1時30分
- 2 試験の場所
松山市真砂町1番地
愛媛県立松山工業高等学校
- 3 受験願書の提出期間
平成18年6月12日（月）から16日（金）まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。
- 4 受験願書の請求先及び提出先
請求先 保健所（松山市の区域にあっては、松山保健所。以下同じ。）又は愛媛県保健福祉部健康衛生局薬務衛生課
提出先 県内に居住する者は、住所地を管轄する保健所、県外に居住する者は、愛媛県保健福祉部健康衛生局薬務衛生課

○公 告

調理師試験の実施について

調理師法（昭和33年法律第147号）第3条の2第1項の規定による平成18年度調理師試験を次のとおり実施する。

平成18年5月9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 試験の日時
平成18年8月25日（金）13時30分
- 2 試験の場所
松山市真砂町1番地 愛媛県立松山工業高等学校
- 3 受験願書の提出期間
平成18年6月27日（火）から7月7日（金）まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。
- 4 受験願書の提出先
県内居住者については住所地を管轄する保健所と、県外居住者については愛媛県保健福祉部健康衛生局薬務衛生課とする。
- 5 その他
受験についての必要事項は、受験票により指示する。

○公 告

製菓衛生師試験の施行について

製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）第4条第1項の規定による平成18年度製菓衛生師試験を次のとおり施行する。

平成18年5月9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 試験の日時
平成18年7月13日（木）13時00分
- 2 試験の場所
松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県庁
- 3 受験願書の提出期間
平成18年6月5日（月）から6月16日（金）まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。
- 4 受験願書の提出先
県内居住者については住所地を管轄する保健所と、県外居住者については愛媛県保健福祉部健康衛生局薬務衛生課とする。
- 5 その他
受験についての必要事項は、受験票により指示する。

公安委員会規則

○愛媛県公安委員会規則第7号

愛媛県放置違反金に係る納付命令、督促、滞納処分等に関する規則を次のように定める。

平成18年5月9日

愛媛県公安委員会委員長 吉 村 典 子

愛媛県放置違反金に係る納付命令、督促、滞納処分等に関する規則

（趣旨）

第1条 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第51条の4第4項の規定に基づき、公安委員会が納付を命ずる放置違反金（以下「放置違反金」という。）に係る納付命令、督促、滞納処分等については、別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（放置違反金の納付命令）

第2条 法第51条の4第4項本文の規定による放置違反金の納付命令は、放置違反金納付命令書（様式第1号）により行うものとする。

2 前項の放置違反金納付命令書によって指定する納付の期限は、当該放置違反金納付命令書を発する日から起算して15日目に当たる日とする。ただし、当該期限が銀行法（昭和56年法律第59号）第15条第1項に規定する銀行の休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、休日の翌日をもってその期限とみなす。

3 法第51条の4第18項の規定による放置違反金の納付命令の公示送達は、放置違反金納付命令公示送達書（様式第2号）を公安委員会の掲示板に掲示して行うものとする。

4 前項の納付命令公示送達書によって指定する納付の期限は、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第3項の規定により書類の送達があったものとみなされる日から起算して15日目に当たる日とする。ただし、当該期限が休日に当たる場合は、休日の翌日をもってその期限とみなす。

（納付命令の取消し）

第3条 法第51条の4第16項の規定による放置違反金の納付

命令の取消しは、放置違反金納付命令取消兼還付通知書（様式第3号）により行うものとする。ただし、放置違反金等に相当する金額の還付を伴わない場合は、放置違反金納付命令取消通知書（様式第4号）により行うものとする。

2 法第51条の4第18項の規定による放置違反金等に相当する金額の還付の公示送達は、放置違反金納付命令取消兼還付公示送達書（様式第5号）を公安委員会の掲示板に掲示して行うものとする。ただし、放置違反金等に相当する金額の還付を伴わない場合は、放置違反金納付命令取消公示送達書（様式第6号）を公安委員会の掲示板に掲示して行うものとする。

（弁明書の提出）

第4条 法第51条の4第6項の規定による書面での通知は、弁明通知書（様式第7号）により行うものとする。

2 前項の弁明通知書によって指定する弁明書の提出期限は、当該弁明通知書を発する日から起算して15日目に当たる日とする。

3 法第51条の4第7項前段の規定による弁明通知書の公示送達は、弁明通知公示送達書（様式第8号）を公安委員会の掲示板に掲示して行うものとする。

4 前項の弁明通知公示送達書によって指定する弁明書の提出期限は、法第51条の4第7項後段の規定により通知が到達したものとみなされる日から起算して15日目に当たる日とする。

（仮納付金の返還）

第5条 法第51条の4第12項の規定による書面での通知は、仮納付金返還通知書（様式第9号）により行うものとする。

（督促）

第6条 法第51条の4第13項前段の規定による督促は、第2条第2項又は第4項に規定する期限の経過後20日以内に督促状（様式第10号）により行うものとする。

2 前項の督促状によって指定する納付の期限は、当該督促状を発する日から起算して11日目に当たる日とする。

3 法第51条の4第18項の規定による督促状の公示送達は、督促状公示送達書（様式第11号）を公安委員会の掲示板に掲示して行うものとする。

4 前項の督促状公示送達書によって指定する納付の期限は、地方税法第20条の2第3項の規定により書類の送達があったものとみなされる日から起算して11日目に当たる日とする。

（延滞金）

第7条 公安委員会は、前条第1項の督促をした場合においては、次に掲げる場合を除き、当該放置違反金の額に、納付の期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その金額に年14.5パーセントの割合を乗じて計算した額に相当する延滞金を徴収するものとする。

(1) 放置違反金の納付命令を受けた者が災害により納付の期限までに納付できなかったとき。

(2) 放置違反金の徴収に関する書類の送達について、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所が明らかでないため又は外国においてすべき送達について困難な事情があると認められるため、その送達に代えて

公示送達をしたとき。

(3) 前2号のほか、放置違反金の納付命令を受けた者が納付の期限までに納付することができなかったことについてやむを得ない理由があると認められるとき。

2 前項の延滞金の額に100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てるものとする。

（滞納処分）

第8条 公安委員会は、放置違反金及び放置違反金に係る延滞金の滞納処分に関する事務を警察職員のうちから指定した者に委任することができる。

2 前項の規定による指定を受けた警察職員が滞納処分を行うときは、徴収職員証（様式第12号）を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

（放置車両に係る照会）

第9条 法第51条の5第2項の規定による照会は、車両使用者等照会書（様式第13号）により行うものとする。

（補則）

第10条 この規則に定めるもののほか、放置違反金に係る納付命令、督促、滞納処分等に関し必要な事項は、警察本部長が定める。

附 則

この規則は、平成18年6月1日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

第 年 月 日

放 置 違 反 金 納 付 命 令 書

殿

愛媛県公安委員会 印

あなたに対し、道路交通法第51条の4第4項の規定により、次のとおり放置違反金の納付を命令します。同封の納入通知書により、納付期限までに納付してください。

命 令 の 件 名	
放 置 違 反 金 の 額	
納 付 の 期 限	
納 付 の 場 所	
納 付 命 令 の 理 由	

この処分に対する取消訴訟を提起する場合には、この処分があったことを知った日から6月以内に、愛媛県を取消訴訟の被告として提起することができます。

照 会 先
〒790 - 8573 愛媛県松山市南堀端町2番地2 愛媛県警察本部交通部交通指導課 電話(089) - 934 - 0110

- 注1 上記の放置違反金を納付しない場合、法令の規定により、車検拒否の対象となります。
- 2 同一の車両につき、繰り返し、放置違反金の納付命令を受けた場合、法令の規定により、車両の使用制限命令を受けることがあります。

様式第3号(第3条関係)

第 年 月 日 号

放置違反金納付命令取消兼還付通知書

殿

愛媛県公安委員会 印

あなたに対する放置違反金納付命令(第 号)については、次の理由により取り消しましたので、道路交通法第51条の4第17項の規定により通知します。また、あなたから納付されている次の金額を口座振替により還付しますので、同封の「口座振替申込書兼債権者登録(変更)票」を、記載要領に従って記入し、返信用封筒で早急に返送してください。

理 由	
金 額	

様式第4号(第3条関係)

第 年 月 日 号

放置違反金納付命令取消通知書

殿

愛媛県公安委員会 印

あなたに対する放置違反金納付命令(第 号)については、次の理由により取り消しましたので、道路交通法第51条の4第17項の規定により通知します。

理 由	
-----	--

様式第7号（第4条関係）

(表)

第 年 月 日

弁 明 通 知 書
殿

愛媛県公安委員会 印

あなたに対する次の事実を原因とする放置違反金の納付命令に係る道路交通法第51条の4第6項の規定による弁明の機会の付与を次のとおり行いますので、通知します。

なお、弁明する事実がないときは、弁明書を送付する必要はありません。また、早期に手続を終結させたい方は、裏面の記載に従い、仮納付をすることができます。

この弁明通知書の番号	
弁 明 の 件 名	
予 定 さ れ る 納 付 命 令 の 内 容	
根 拠 と な る 法 令 の 条 項	
納 付 命 令 の 原 因 と な る 事 実	
弁 明 書 の 提 出 先	
弁 明 書 の 提 出 期 限	
備 考	

注 弁明の機会の付与に際しての留意事項

- (1) 弁明書には、あなたの氏名、住所、連絡先（昼間、連絡がとれる電話番号等）、弁明の件名及び弁明の機会の付与に係る事案についての弁明を記載し、提出してください。
- (2) 弁明をするときは、車両の売買契約書の写し等の弁明の事実を疎明する資料があれば、併せて提出してください。

なお、提出された弁明に関し、当公安委員会は、あなた、車両の所有者その他の関係者に対し、報告又は資料の提出を求めることがあります。

(裏)

1 早期に手続を終結させたい方へ(仮納付制度)

- (1) 今回の放置違反金の納付命令事案について、早期に手続を終了させたい方々のために、道路交通法第51条の4第9項の規定による放置違反金に相当する金額を仮納付する制度があります。
- (2) この制度によりあなたが仮納付を行った場合、後日、当公安委員会があなたに対して放置違反金の納付命令を行うことが適当であると認めたときには、下記の場所において公示により放置違反金の納付命令が行われ、仮納付した放置違反金に相当する金銭が放置違反金の納付とみなされますので(道路交通法第51条の4第10項)、本件に係る放置違反金の納付について、あなたがそれ以上の手続を行う必要はありません。
- (3) あなたが仮納付を行った後、当該放置車両に係る車両の運転者が駐車違反の反則金を納付するなど、当公安委員会があなたに対して放置違反金の納付命令を行うことが適当でないとした場合は、仮納付した放置違反金に相当する金額の金銭は返還されます(道路交通法第51条の4第12項)。

2 仮納付の期限、場所、方法及び公示による納付命令の場所

- (1) 仮納付の期限は、弁明書の提出期限と同じ日(表面の「弁明書の提出期限」欄記載の日)です。仮納付の期限経過後は、同封の払込書による納付はできません。
- (2) 仮納付の場所は、払込書記載の金融機関です。
- (3) 仮納付するときは、同封の払込書に、表面の「予定される納付命令の内容」欄記載の金額を添えて納めてください。払込書の第1片は、領収書としてあなたに渡されます。なお、分納はできません。
- (4) 公示による納付命令の場所
愛媛県公安委員会の掲示板(愛媛県松山市南堀端町2番地2)
- (5) 公示による納付命令は、氏名ではなく、この弁明通知書の番号を(4)の掲示板に表示することにより行います。

車検拒否制度に関するお知らせ

放置違反金の納付命令を受けて、その放置違反金を納付しない場合、法令の規定により、車検拒否の対象となります。

車両の使用制限命令に関するお知らせ

同一の車両につき、繰り返し、放置違反金の納付命令を受けた場合、法令の規定により、車両の使用制限命令を受けることがあります。

照 会 先

〒790-8573 愛媛県松山市南堀端町2番地2
愛媛県警察本部交通部交通指導課
電話(089)-934-0110

様式第9号(第5条関係)

第 号
年 月 日

仮納付金返還通知書

殿

愛媛県公安委員会 印

あなたから放置違反金に相当する金額の仮納付があった「放置違反金の納付命令に関する件(第 号)」については、次の理由により、納付命令をしないこととしたので、道路交通法第51条の4第12項の規定により、通知します。また、あなたから仮納付のあった次の金額を口座振替により返還しますので、同封の「口座振替申込書兼債権者登録(変更)票」を、記載要領に従って記入し、返信用封筒で早急に返送してください。

理 由	
金 額	

様式第10号 (第6条関係)

(表)

第 年 月 日 号

督 促 状

住所
氏名

殿

愛媛県公安委員会 印

あなたに対し、道路交通法第51条の4第4項の規定により、放置違反金の納付を命じましたが、その納付期限(年 月 日)を経過しても未だ納付されていませんので、同条第13項の規定により督促します。次の指定納付期限までに、先に送付した納入通知書により至急納付してください。指定納付期限までに完納されないときは、道路交通法第51条の4第14項の規定により、地方税の滞納処分の例により、あなたの財産を差し押さえることとなります。

なお、完納された後、この督促状が届いた場合は、行き違いですので、御了承願います。

年度	弁明通知書の番号	放置違反金	延滞金	合計

指定納付期限	
納付場所	納入通知書記載の金融機関

この処分に対する取消訴訟を提起する場合には、この処分があったことを知った日から6月以内に、愛媛県を取消訴訟の被告として提起することができます。

照 会 先
〒790 - 8573 愛媛県松山市南堀端町2番地2 愛媛県警察本部交通部交通指導課 電話(089) - 934 - 0110

- 注1 上記の放置違反金等を納付しない場合、法令の規定により、車検拒否の対象となります。
- 2 納付した場合には、納入通知書に添付されている領収書が当該放置違反金等を納付したことを証する書面になりますので、大切に保管の上、車検を受ける際に提示してください。
- 3 延滞金については、裏面をご覧ください。

(裏)

1 延滞金にかかる算出方法

延滞金とは、放置違反金が納期限後に納付された場合に、その納期限の翌日から納付された日までの期間の日数に応じて一定割合で徴収される金銭であり、延滞金の額は、放置違反金に年14.5パーセントの割合を乗じて計算した額です。ただし、延滞金の額に100円未満の端数があるとき又は延滞金の額が1,000円未満であるときは、徴収しません。

2 延滞金の納付

1の算出方法により、延滞金を徴収することとなる場合は、後日、延滞金にかかる納付書を送付しますので、それにより納付してください。

参考

放置違反金に係る納付命令、督促及び滞納処分並びに延滞金等に関する規則（平成18年愛媛県公安委員会規則第7号）第7条

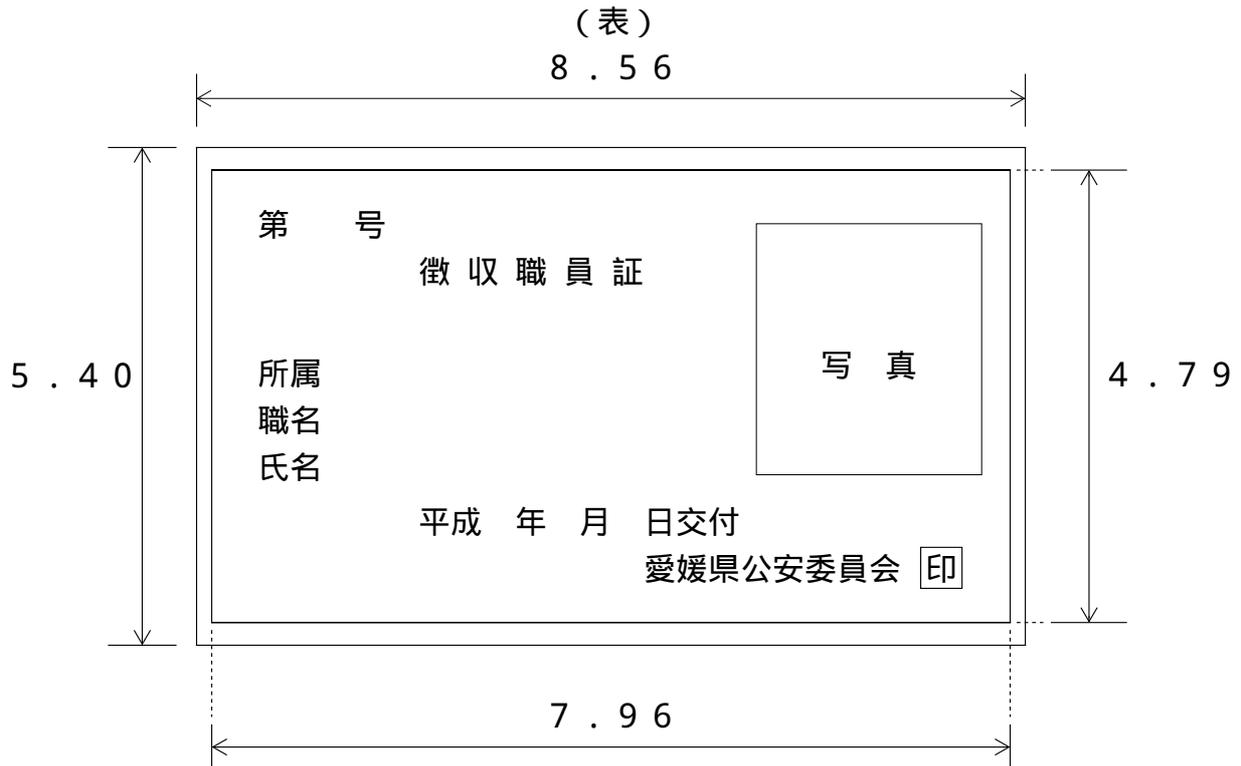
（延滞金）

第7条 公安委員会は、前条第1項の規定による督促をした場合においては、次に掲げる場合を除き、当該放置違反金の額に、納付の期限の翌日から納付の日までの日数に応じて、その金額に年14.5パーセントの割合を乗じて計算した額に相当する延滞金を徴収する。

- (1) 放置違反金の納付命令を受けた者が災害により納付期限までに納付できなかったとき。
- (2) 放置違反金の徴収に関する書類の送達について、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所が明らかでないため又は外国においてすべき送達について困難な事情があると認められるため、その送達に代えて公示送達をしたとき。
- (3) 前各号のほか、放置違反金の納付命令を受けた者が納付期限までに納付することができなかったことについてやむを得ない理由があると認めるとき。

2 前項の規定による延滞金の額に100円未満の端数があるとき又はその金額が1,000円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。

様式第12号 (第8条関係)



(裏)

- 1 徴収職員は、道路交通法第51条の4第14項の規定による滞納処分を行うときは、納入義務者にこの職員証を提示しなければならない。
- 2 徴収職員は、この職員証を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。
- 3 徴収職員は、この職員証が不用となったときは、直ちに、公安委員会に返還しなければならない。

注 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

公安委員会訓令

○愛媛県公安委員会訓令第3号

愛媛県公安委員会事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成18年5月9日

愛媛県公安委員会委員長 吉 村 典 子

愛媛県公安委員会事務専決規程の一部を改正する訓令

愛媛県公安委員会事務専決規程（昭和37年愛媛県公安委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表1 少年指導委員規則（昭和60年国家公安委員会規則第2号）の項を削る。

別表2の1の③の表風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令（昭和60年総理府令第1号）の項専決事項の欄第1号中「第1条第7号八⁽²⁾」を「第1条第11号八⁽²⁾」に改める。

別表2の2の④の表風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第1号）の項専決事項の欄を次のように改める。

- | |
|---|
| 1 第17条第2項（第23条において準用する場合を含む。）の規定による承認をしない旨の通知 |
|---|

別表3 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の項専決事項の欄第1号から第7号までを次のように改める。

- 1 第17条第1項（第23条において準用する場合を含む。）の規定による承認をした旨の通知
 - 2 第21条第4項の規定による管理者証の交付
 - 3 第39条第1項の規定による管理者講習の通知
 - 4 第39条第2項の規定による管理者講習に係る書面の提出の受理
 - 5 第43条第2項（第54条第2項及び第65条第2項において準用する場合を含む。）の規定による届出確認書不交付通知書の交付
 - 6 第44条（第54条第2項、第60条第2項、第65条第2項及び第71条第2項において準用する場合を含む。）の規定による店舗型性風俗特殊営業届出確認書の再交付
 - 7 第45条（第54条第2項、第60条第2項、第65条第2項及び第71条第2項において準用する場合を含む。）の規定による店舗型性風俗特殊営業届出確認書の返納の受理
- 別表3 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の項専決事項の欄第8号中「第48条第1項」を「第86条第1項」に改め、同項同欄第9号中「第48条第2項」を「第86条第2項」に改め、同表少年指導委員規則の項を削る。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

